

## 京都市告示第 83 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 24 年 5 月 31 日

京都市長 門川 大作

### 1 団体の名称

醍醐和泉町町内会

### 2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 醍醐学区の発展に資する醍醐学区自治連合会の事業に関すること
- (2) レクリエーション、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること
- (3) 会員の葬儀等の際の互助に関すること
- (4) 交通安全、防犯、防火等に関すること
- (5) 環境の向上と美化の推進に関すること
- (6) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること
- (7) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること

### 3 区 域

京都市伏見区醍醐和泉町 5 番地の 14, 5 番地の 16~18, 5 番地の 20~24, 5 番地の 27, 5 番地の 28, 5 番地の 30~38, 5 番地の 40, 5 番地の 41, 5 番地の 44, 5 番地の 46~49, 6 番地の 1, 6 番地の 2, 8 番地, 8 番地の 3, 9 番地, 10 番地, 11 番地, 11 番地の 3, 11 番地の 4, 12 番地, 13 番地, 14 番地の 2, 15 番地の 2, 15 番地の 12, 15 番地の 13, 15 番地の 16, 15 番地の 20~23, 16 番地の 3, 28 番地の 5, 28 番地の 20, 29 番地の 2, 29 番地の 8, 29 番地の 10~12, 29 番地の 15, 29 番地の 17, 29 番地の 19, 29 番地の 25, 29 番地の 26, 29 番地の 28~33, 31 番地の 10, 31 番地の 15, 31 番地の 16, 31 番地の 18, 32 番地, 35 番地, 95 番地, 97 番地の 2, 97 番地の 4, 97 番地の 5, 100 番地~102 番地, 105 番地, 106 番地, 109 番地の 1, 110 番地 1, 110 番地の 2, 112 番地の 1~4

京都市伏見区醍醐落保町 2 番地の 2, 3 番地, 3 番地の 3, 3 番地の 5, 3 番地の 9, 4

番地, 4番地の5, 6番地, 10番地の4, 11番地, 12番地, 15番地, 16番地の1

京都市伏見区醍醐勝口町1番地の3

京都市伏見区醍醐槇ノ内町52番地, 52番地の1, 52番地の6, 52番地の8, 53番地, 53番地の1, 53番地の4, 53番地の6~12, 54番地の1, 56番地, 57番地, 57番地の1, 58番地, 60番地, 63番地, 63番地の2, 64番地, 66番地

京都市伏見区醍醐南里町2番地の2, 3番地, 3番地の9~11, 3番地の14, 3番地の15, 5番地の6, 5番地の7, 5番地の9, 5番地の10, 8番地の2

4 主たる事務所

京都市伏見区醍醐和泉町9番地

5 代表者の氏名及び住所

木村 守男

京都市伏見区醍醐和泉町9番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成24年5月24日

(文化市民局地域自治推進室)